

第48条 削除

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和50年条例第40号〕、削除〔昭和55年条例第39号〕

本条は、漏電火災警報器に関する基準について定めていたが、建築物が大型化し、かつ、不燃化されるなど、消防事象が著しく変化している中で、国においては消防関係法令が築年改正されることにより制度強化が図られ、当該規制内容が本条例による付加基準に著しく近接するようになってきた。この中で、漏電火災警報器については、政令第22条により本条例で付加規定を設けなくても火災予防に資することができるため、昭和55年に「削除」となった。

漏電火災警報器の設置及び維持に関する全国的な技術上の基準については、政令第22条、省令第24条の3のとおりである。また、札幌市における漏電火災警報器の設置及び維持に係る技術上の審査基準については、札幌市公式ホームページに掲載されている「建築確認同意・消防用設備等設置規制事務審査基準」の漏電火災警報器の項を参照すること。